支えます！ 職場の安心 企業の未来

全国社会保険労務士会連合会

Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations

Press Release

平成29年９月12日

報道関係者各位

「働き方改革支援宣言」に関する具体的な取組みについて、全国社会保険労務士会連合会が理事会で決議！

企業の労働環境の整備をはじめとする労務管理に関する国家資格者の全国団体である全国社会保険労務士会連合会（会長 大西健造）は、12日、東京都千代田区のパレスホテル東京で全国47都道府県の会長等役員による理事会を開催。平成29年6月5日に開催の理事会で採択した「働き方改革支援宣言」に関する具体的な取組みの第一弾として、全国47都道府県の社会保険労務士会と連携して、以下の活動を推進することを機関決定した。

理事会における決議事項は以下のとおり。

１．全国社会保険労務士会連合会と全国47の都道府県社会保険労務士会は、企業の「人を大切にする企業づくり」を支援することを目的に、

（１）対応に苦慮していると思われる概ね従業員50人以下の事業所を対象として、企業の労働環境の実情に関する無料の「労務診断ドック」を行い、「働き方改革」に取り組む必要性と改革のポイントを気付いていただく

（２）「労務診断ドック」で「働き方改革取り組み宣言」をした企業が希望すれば、連合会特設ホームページ「人を大切にする企業へのひろば（仮称）」で企業名を掲載できる仕組みを作ること

２．「労務診断ドック」は、平成30年３月末まで実施すること

＜本件に関するお問い合わせ先＞
全国社会保険労務士会連合会 業務部広報課（担当：戸崎・高橋・大西・野田）
TEL：03-6225-4870 E-Mail：publicity@shakaihokenroumushi.jp
URL：www.shakaihokenroumushi.jp

都道府県社会保険労務士会一覧（お問合せ先）

総合労働相談所：0570－064－794【ナビダイヤル（全国共通ダイヤル）】

地域協議会	都道府県社会保険労務士会	電話番号
北海道・東北地域協議会	北海道社会保険労務士会	011-520-1951
	青森県社会保険労務士会	017-773-5179
	岩手県社会保険労務士会	019-651-2373
	宮城県社会保険労務士会	022-223-0573
	秋田県社会保険労務士会	018-863-1777
	山形県社会保険労務士会	023-631-2959
	福島県社会保険労務士会	024-535-4430
関東・甲信越地域協議会	茨城県社会保険労務士会	029-350-4864
	栃木県社会保険労務士会	028-647-2028
	群馬県社会保険労務士会	027-253-5621
	埼玉県社会保険労務士会	048-826-4864
	千葉県社会保険労務士会	043-223-6002
	東京都社会保険労務士会	03-5289-0751
	神奈川県社会保険労務士会	045-640-0245
	新潟県社会保険労務士会	025-250-7759
	山梨県社会保険労務士会	055-244-6064
	長野県社会保険労務士会	026-223-0811
中部地域協議会	富山県社会保険労務士会	076-441-0432
	石川県社会保険労務士会	076-291-5411
	福井県社会保険労務士会	0776-21-8157
	岐阜県社会保険労務士会	058-272-2470
	静岡県社会保険労務士会	054-249-1100
	愛知県社会保険労務士会	052-889-2800
	三重県社会保険労務士会	059-228-4994
近畿地域協議会	滋賀県社会保険労務士会	077-526-3760
	京都府社会保険労務士会	075-417-1881
	大阪府社会保険労務士会	06-4800-8188
	兵庫県社会保険労務士会	078-360-4864
	奈良県社会保険労務士会	0742-23-6070
	和歌山県社会保険労務士会	073-425-6584
中国・四国地域協議会	鳥取県社会保険労務士会	0857-26-0835
	島根県社会保険労務士会	0852-26-0402
	岡山県社会保険労務士会	086-226-0164
	広島県社会保険労務士会	082-212-4481
	山口県社会保険労務士会	083-923-1720
	徳島県社会保険労務士会	088-654-7777
	香川県社会保険労務士会	087-862-1040
	愛媛県社会保険労務士会	089-907-4864
	高知県社会保険労務士会	088-833-1151
九州・沖縄地域協議会	福岡県社会保険労務士会	092-414-8775
	佐賀県社会保険労務士会	0952-26-3946
	長崎県社会保険労務士会	095-821-4454
	熊本県社会保険労務士会	096-324-1124
	大分県社会保険労務士会	097-536-5437
	宮崎県社会保険労務士会	0985-20-8160
	鹿児島県社会保険労務士会	099-257-4827
	沖縄県社会保険労務士会	098-863-3180

「働き方改革支援宣言」に関する実施要領（骨子）

全国社会保険労務士会連合会

１．以下の取り組みを展開する。

（１）全国社会保険労務士会連合会と全国 47 の都道府県社会保険労務士会は、企業の「人を大切にする企業づくり」を支援することを目的に、

①対応に苦慮していると思われる概ね従業員 50 人以下の事業所を対象として、企業の労働環境の実情に関する無料の「労務診断ドック」を行い、「働き方改革」に取り組む必要性と改革のポイントを気付いていただく

②診断結果に基づき、「働き方改革取り組み宣言」をした企業が希望すれば、連合会特設ホームページ「人を大切にする企業へのひろば（仮称）」で企業名を掲載できる仕組みを作ること

（２）「労務診断ドック」は、平成 30 年３月末まで実施すること

２．連合会及び都道府県会が行う内容

（１）連合会が行うこと

①「『人を大切にする企業』への労務診断ドック～働き方改革取り組み宣言シート～」の作成

当該シートは、働き方改革に関する取組みに特化した内容として、働きやすい職場環境の構築に必要となる労働時間や健康診断の状況等に関する 15 項目程度で構成する。

②特設ホームページの開設

ホームページで公開するシートに直接入力、連合会にデータを送信することにより、特設ホームページ「人を大切にする企業へのひろば（仮称）」で企業名等を公開できる仕組みを作る。

③職場のトラブル相談ダイヤルの活用

④今後の課題（実施要領で明示）

・商工会議所ほか関係機関に協力要請

・チラシの作成

・セミナーの実施

（２）都道府県会が行うこと

①無料診断の実施

都道府県会に問合せのあった企業に対し、「『人を大切にする企業』への労務診断ドック～働き方改革取り組み宣言シート～」による無料診断を実施する。

②総合労働相談所等の活用

・総合労働相談所及び中小企業経営労務支援センターを活用する。

・この取り組みに参加を希望する社労士の受け入れ

以上

参考資料

支えます！ 職場の安心 企業の未来

全国社会保険労務士会連合会

Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations

Press Release

平成29年６月６日

報道関係者各位

社労士は「働き方改革」を支援します！

全国社会保険労務士会連合会（会長：大西健造）は、政府が公表した「働き方改革実行計画」に基づいて実施される今後の法改正・諸施策について、円滑な実施や履行の確保に資するべく活動することについて、以下のとおり理事会（第202回理事会・平成29年６月５日）で採択した。

具体的には、全国約４万人の社労士がこれまでの知見・実務経験等を活用し、働きやすい職場環境の整備に向け、特に中小企業における生産性向上を図るべく労使双方の立場を尊重し、以下のとおり取り組む。

１．「働き方改革」に関し、政府等関係各機関からの協力要請に迅速に対応し、国民の利便性向上を図るべく積極的に情報発信を行う

２．社労士制度は、平成30年12月に制度創設50周年を迎えるが、その先の未来に向けて「人を大切にする企業づくり」をテーマとして掲げ、我が国における労働環境のさらなる改善に寄与する取り組みを進める

３．全国社会保険労務士会連合会及び都道府県社会保険労務士会がこれまで取り組んできた「サイバー法人台帳ＲＯＢＩＮＳ」の活用とともに「経営労務診断」「労働条件審査」等の施策について、一層の推進を図り、労働環境の改善に資する

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
全国社会保険労務士会連合会 業務部広報課（担当：戸崎・高橋・大西・野田）
TEL：03-6225-4870　E-Mail：publicity@shakaihokenroumushi.jp
URL：www.shakaihokenroumushi.jp

参考資料

報道発表　参考資料
（働き方改革関連）

平成29年9月12日（火）

全国社会保険労務士会連合会

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney‘s Associations. All Rights Reserved.

全国社会保険労務士会連合会

全国社会保険労務士会連合会 ― 社会保険労務士会（４７都道府県） ― 会員（社労士）

目的

連合会は、社労士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、都道府県の社労士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社労士の登録に関する事務を行うほか社労士試験及び紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務を行うこと

上記の目的を達成するため、次の事業を行っています。

1. 社労士の品位を保持するため、社労士会及びその会員に対し、勧告又は指導を行うこと。
2. 社労士の資質の向上を図るため、社労士の業務に関する研修を行うこと。
3. 社労士の登録及び社労士法人の届出に関する事務を行うこと。
4. 社労士の業務の改善進歩を図るため、調査研究を行うこと。
5. 社労士制度の普及宣伝を行うこと。
6. 社労士法別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令に関する調査研究を行うこと。

等

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney‘s Associations. All Rights Reserved.

社会保険労務士（社労士）とは（1）

○昭和43年（1968年）に制定された社会保険労務士法に基づく国家資格者（来年制度創設50周年）

○社会保険労務士法（抄）
第1条　この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もつて労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

○全国47都道府県社労士会40,715名（開業：23,659名、法人の社員：2,032名、勤務等：15,024名）
（平成29年6月末時点）

具体的には・・・

【１．人事労務管理の専門家】

○就業規則、賃金・退職金制度（規程）、評価制度、雇用管理全般など社内制度の企画・立案、設計、運用

○労働時間管理、人間関係管理（ハラスメント含む）、両立支援（病気と仕事、子育て・介護と仕事）、育児・介護離職防止・病気と仕事等の両立支援（職場復帰支援含む）、採用・退職、人材配置、定年、再雇用、短時間正社員導入、ストレスチェック制度、安全衛生管理、公的年金（企業年金含む）、福利厚生、雇用保険関係助成金などに関する相談・指導等のアドバイス

○個別労働関係紛争、労使トラブルの未然防止、円満解決（ADR含む）

【２．労働社会保険関係の専門家】

○労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、介護保険法、育児・介護休業法、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等、約６０の法律が主な業務範囲

○上記法律等に関する書類作成・手続の代理
・就業規則、３６協定、労働社会保険の取得喪失等、雇用保険関係助成金、休業補償、出産・傷病手当金等の支給申請等

・労働者名簿・賃金台帳等の調製

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

社会保険労務士（社労士）とは（2）

社会保険労務士法（目的）

第１条　この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もつて労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

（社会保険労務士の業務）
第２条　社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。
（第１号から第２号まで　略）
３　事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。
（第２項以下　略）

労使双方に法令遵守の周知や理解促進をおこなうなど、
労働環境の課題について、改善提案・指導する

「人を大切にする企業」づくりの支援

※全国社会保険労務士会連合会は、労働CSRの普及を目指しています

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations.　All Rights Reserved.

本年３月に政府が「働き方改革実行計画」を公表しましたが、全国社会保険労務士会連合会では、これまでに都道府県社会保険労務士会と連携して、企業経営における労務管理に関し、「経営労務診断」や「労働条件審査」といった労働環境の改善に資する業務を通して、適正な競争環境の確保等に向けて独自の方針を打ち出し、事業展開してきております。

また、６月には「働き方改革支援宣言」を発表したところです。

働き方改革 × ・社労士会事業
・社労士業務

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney‘s Associations. All Rights Reserved.

1．働き方改革支援宣言

連合会理事会決議（平成29年6月5日）

支えます！ 職場の安心 企業の未来
全国社会保険労務士会連合会
Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations

Press Release

平成29年６月６日

報道関係者各位

社労士は「働き方改革」を支援します！

全国社会保険労務士会連合会（会長：大西健造）は、政府が公表した「働き方改革実行計画」に基づいて実施される今後の法改正・諸施策について、円滑な実施や履行の確保に資するべく活動することについて、以下のとおり理事会（第202回理事会・平成29年６月５日）で採択した。

具体的には、全国約４万人の社労士がこれまでの知見・実務経験等を活用し、働きやすい職場環境の整備に向け、特に中小企業における生産性向上を図るべく労使双方の立場を尊重し、以下のとおり取り組む。

1．「働き方改革」に関し、政府等関係各機関からの協力要請に迅速に対応し、国民の利便性向上を図るべく積極的に情報発信を行う

2．社労士制度は、平成30年12月に制度創設50周年を迎えるが、その先の未来に向けて「人を大切にする企業づくり」をテーマとして掲げ、我が国における労働環境のさらなる改善に寄与する取り組みを進める

3．全国社会保険労務士会連合会及び都道府県社会保険労務士会がこれまで取り組んできた「サイバー法人台帳ＲＯＢＩＮＳ」の活用とともに「経営労務診断」「労働条件審査」等の施策について、一層の推進を図り、労働環境の改善に資する

以上

和歌山会と和歌山労働局が共同宣言及び調印（平成29年8月3日）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

厚生労働省和歌山労働局発表
平成29年７月28日

担当
厚生労働省和歌山労働局
雇用環境・均等室
監理官　田中　孝典
室長補佐　西井　裕子
労働基準部
監督課長　津田　惠史
過重労働特別監督監理官　中前　英人
電　話　073（488）1150/1170
ＦＡＸ　073（475）0113

和歌山労働局と和歌山県社会保険労務士会は「働き方改革」を推進します

～ 平成29年８月３日に 共同宣言を調印します ～

「働き方改革」を進めることは、すべての働き手が健康で安心して活き活きと働くことができる職場環境の実現につながると同時に、企業としても、人材の確保、定着率の向上、働き手の能力の発揮、労働生産性の向上などにつながり、各企業と地域全体の発展に結び付くものです。

和歌山労働局と和歌山県社会保険労務士会は、相互に連携し、県内の「働き方改革」を推進するため、共同宣言を調印します。

【 和歌山労働局・和歌山県社会保険労務士会
「働き方改革」共同宣言調印式 】

1　日　時　　平成29年８月３日（木）　10時～10時30分

2　場　所　　和歌山労働局　局長室
（和歌山市黒田二丁目３番３号 和歌山労働総合庁舎３階）

3　出席者　　和歌山労働局長・和歌山県社会保険労務士会長

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations.　All Rights Reserved.

2. 政府の委員会等への参画（働き方改革関連）

＜1. 働き方改革関連（厚生労働省系）＞

①中小企業・小規模事業者の働き方改革・人手不足対応に関する検討会
（平成２９年７月～　厚生労働省・中小企業庁設置）
②医師の働き方改革に関する検討会
（平成２９年８月～　厚生労働省医政局設置）

＜2. その他、他団体との働き方改革関連＞

①医師の働き方検討委員会（日本医師会設置）
②産業保健委員会（日本医師会設置）
他、「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業検討委員会」、「中小企業の生産性向上による賃金引上げ事例に関する調査・研究検討委員会」等、各種国・地方自治体の委託事業での委員会の委員として、多数参画

＜3. 他省庁＞

①建設業社会保険推進連絡協議会（国土交通省設置）
②建設業社会保険推進連絡協議会ワーキンググループ（国土交通省設置）
③中小企業政策審議会（中小企業庁設置）
④中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会（中小企業庁設置）

【その他】
厚生労働省社会保障審議会（年金部会、企業年金部会、年金事業管理部会、年金記録訂正分科会、厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会、確定拠出年金の運用に関する専門委員会）、日本年金機構運営評議会、全国健康保険協会運営委員会、農林水産省、文部科学省の委員会等

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations.　All Rights Reserved.

3. 働き方改革実行計画と社労士会の活動の関係（1）

1. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善

- **非正規雇用労働者処遇改善支援センター事業（都道府県労働局）**
  ⇒平成２９年８月末時点：２６社労士会が受託

- **無期転換ルールの周知及び円滑な導入に向けた協力**
  （厚生労働省労働基準局労働条件政策課）【実行計画：労働契約法に基づく無期転換ルールの円滑な適用】

- **労使合意に基づく社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査の実施協力**
  （厚生労働省年金局年金課）【実行計画：被用者保険の適用拡大】

- **非正規雇用労働者の正規雇用化**
  ⇒過年度、中小企業における非正雇用者の正規雇用化を推進するため、中小企業に対し、就業規則等各種規程の見直しのほか、研修、キャリアップ制度、雇用関係助成金の活用等のコンサルティングを実施（奈良会）

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

3. 働き方改革実行計画と社労士会の活動の関係(2)

2. 賃金引上げと労働生産性向上

- **最低賃金総合相談センター事業（都道府県労働局）**
  ⇒平成２９年８月末時点：２１社労士会が受託
- **労働条件審査（法務省、地方自治体）、労務監査事業**　※後述
- **雇用関係助成金（生産性向上要件）**

3. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

- **建設業の社会保険未加入対策での国土交通省との連携**
  （国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課）【実行計画：業種ごとの取組等】
- **働き方改革アドバイザー及び地域働き方改革包括支援センター事業**
  （内閣官房まち・ひと・しごと創生本部　⇒　厚生労働省・中小企業庁）
  【実行計画：地域の実情に即した取組】

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations.　All Rights Reserved.

3. 働き方改革実行計画と社労士会の活動の関係(3)

4. 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進

- 「地域両立支援推進チーム」への協力（厚生労働省労働基準局安全衛生部）【実行計画：企業文化の抜本改革】
- 企業主導型保育事業への協力（内閣府子ども・子育て本部）【実行計画：保育・介護の受け皿整備】
- 介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業への協力（厚生労働省老健局老人保健課）【実行計画：保育・介護人材の処遇改善】

5. 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備

- 労使合意に基づく社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査の実施協力（再掲）
- ROBINSと「法人インフォメーション」との連携（経済産業省）【実行計画：女性活躍に関する情報の見える化・活用促進】　※後述
- 学生アルバイト等の労働条件確保（厚生労働省労働基準局労働条件政策課）【実行計画：若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化】

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

3. 働き方改革実行計画と社労士会の活動の関係(4)

6. 高齢者の就業促進

- **業界別生涯現役システム構築事業の「生涯現役雇用制度の導入に向けたマニュアル」への協力（厚生労働省）**
  ●製造業、建設業、情報通信産業、医療・福祉、サービス業、その他、工業団地

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney‘s Associations. All Rights Reserved.

社労士会独自事業と働き方改革の関係

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney‘s Associations. All Rights Reserved.

賃金引上げと労働生産性向上（下請け等中小企業の取引条件改善等）【1】

労働条件審査

労働条件審査とは、一般競争入札等により国又は地方自治体が行う公共事業の実施に関する委託を受けた企業について、**社労士が労働基準法等の労働社会保険諸法令に基づく規程類・帳簿書類の整備状況を確認するとともに、その規程類・帳簿書類の内容のとおりの労働条件が確保されている職場になっているか、労働者がいきいきと働くことができる職場になっているかを確認する仕組。**結果に対する取組みについては、指摘事項の改善まで行うケースから、結果のみ発注元に伝えられるケースもある。また、発注元の目的としても、取締的なものから、地元企業のコンプライアンスのレベルアップを目指すものまで多様である。

【背景】　行財政改革・構造改革の進展による「官から民へ」の流れの中で、民間委託

No	目的	課題
1	民間企業の持つノウハウを活用することによる住民サービスの向上	コスト削減に起因する「労働条件の低下」・「法令違反」
2	経費削減	「公共事業の質の低下」

【法律等】
〇「公共サービス基本法」 ⇒　公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備の努力義務規定
〇総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用について」 ⇒　指定管理者に対し労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮を明示

⇒しかし、実際に、業務を委託する国及び地方自治体では、どのように対応したらよいか、悩んでいるケースも少なくない。このような背景のもと、**社労士は労働社会保険諸法令と労務管理の専門家として、自治体等に「労働条件審査」を提案し、労働社会保険諸法令の執行を高められるような活動**を行っている。

労働条件審査のおおよその流れ

各種規程類の事前調査 ⇒ 現地調査 ⇒ 従業員の意識調査 ⇒ 審査報告書の作成・提出

【平成27年度　全国での実績】
〇地方公共団体等（都道県、市区、福祉協議会、建設業協会）：　４０

〇労働条件審査受診事業所数　：　３１５社

〇審査対象となった事業所の主な種類　：　清掃業務、管理運営、社会福祉法人、建設業、福祉施設（障害者支援施設、心身障害者福祉作業所、福祉会館、記念館、コミュニティプラザ）、運動公園、運動施設、市民体育館、イベントホール運営、ビル管理、図書館、保育園、駐輪場、駐車場、公共スポーツ施設管理、葬儀場、集会施設、介護サービス施設管理、道路公園管理、警備受付、児童館、公園清掃業、学校給食、娯楽業（テーマパーク）、観光施設、マリン施設、情報センター　等

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations.　All Rights Reserved.

賃金引上げと労働生産性向上（下請け等中小企業の取引条件改善等）【2】

法務省との連携（法令遵守実態調査）

過去、法務省が登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る業務を委託していた事業者が、多額の健康保険料等を滞納している事実があり、法務省として「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の規定に基づき、委託業務の全部停止命令を発した。
これを受け、同法第27条1項の規定による措置として、健康保険法・厚生年金保険法に関わる手続や労働社会保険諸法令の遵守を確保するため、社労士が確認を行うこととなった。

平成27年度 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）民間競争入札実施要項（抄）

5 入札に参加する者の募集（2）入札実施手続オ 提案書の添付資料の内容（イ）提案書の記載内容を証する資料
a 労働社会保険諸法令の遵守状況に関する資料
社会保険労務士法（昭和43年6月3日法律第89号）第2条第1項第1号で規定する労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）を遵守していることを証する資料として、別途委託法務局が指定する外部の専門家における実態調査の報告書も提出すること。

平成27年度 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）労働社会保険諸法令の遵守状況に係る実態調査実施要領（抄）

【概要】： 労働社会保険諸法令に基づき、直近1年間において、各種規程・帳簿類等の整備・運用状況及び各種届出の適正性等を調査し、違反の有無を確認する
【実態調査を行う者】： 都道府県社労士会　【確認対象】50法務局・地方法務局
【実態調査への協力義務】： **入札参加者は、実態調査に協力しなければならない。なお、実態調査に協力しなかった入札参加者の提案書は無効とする。**

※乙号業務の契約期間が5年間であるため、前回の実態調査は平成24年度の入札時に実施

調査実施において確認する資料		
（1）労働基準法関係	①	就業規則等（給与規程、退職金規程、その他就業規則において別に定める旨が規定されている規程等を含む）
	②	出勤簿（タイムカード）（直近1年分）
	③	労働者名簿
	④	賃金台帳（直近1年分）
	⑤	労働条件通知書
	⑥	労働基準法に基づく協定書控（いわゆる36協定、賃金控除協定書等）
	⑦	雇用契約書
（2）労働社会保険関係	①	健康保険法に基づく申請・届出書等控
	②	厚生年金保険法に基づく申請・届出書等控
	③	雇用保険法に基づく申請・届出書等控
	④	労働者災害補償保険法に基づく申請・届出書等控
（3）その他	①	労働安全衛生法に基づく申請・届出書等控（定期健康診断報告書、産業医選任報告書、衛生委員会の議事録等）
	②	労働基準監督署の是正勧告書

実態調査のおおよその流れ

各種規程の事前調査 → 現地調査 → 実態調査に係る報告書の作成・提出

【実績】
提案書提出民間事業者数
20事業者（延べ民間事業者数：257事業者）
（法務省HPより）

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

賃金引上げと労働生産性向上（下請け等中小企業の取引条件改善等）【3】

社労士による「労務監査」導入（広島県）

・**適正な競争と業務品質を確保する観点から**、「建設工事に係る低入札価格調査制度」、「測量・建設コンサルタント等業務に係る低入札価格調査制度」を平成28年6月から、指名・公告する工事から実施。
・低入札価格を経て契約を締結した工事の工事完成後調査として、**社労士による労務監査が導入されている。**

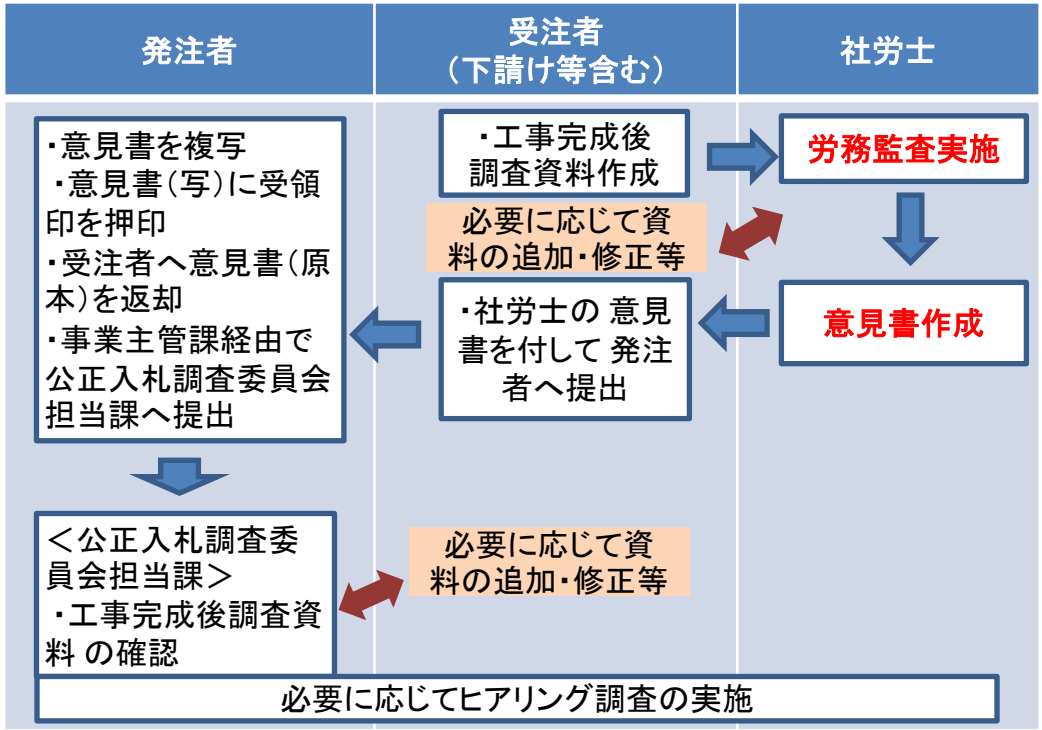

労務監査時に受注者が準備する資料

資料区分		資料
労働基準法関係	①	就業規則
	②	給与規程
	③	事業所の人数集計表
	④	労働者名簿
	⑤	賃金台帳（直近1年分）
	⑥	出勤簿（タイムカード）
	⑦	勤務シフト表
	⑧	労働条件通知書（労働契約書）
	⑨	36協定控
	⑩	1年単位の変形労働時間制協定控
	⑪	その他、協定届等
	⑫	賃金控除協定書
保険関係	①	社会保険届出控
	②	雇用保険届出控
	③	労働保険料申告書控
	④	労働保険一括有期事業関係控
その他	①	源泉所得税納付書
	②	会社の組織図
	③	施行体制台帳
	④	社労士が必要と認める書類

建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱（抄）

○（労務監査）第18条（抄）
受注者は、工事完成後調査資料を作成した上で、**社会保険労務士による労務監査を受けなければならない。**なお、労務監査に要する費用は、受注者の負担とする。
○（不適切な事案に対する措置等）第21 条（抄）
工事完成後 調査において、次の事態が認められた場合などにおいては、指名除外等の必要な措置を講じることがある。
(1) 工事完成後調査資料を提出しなかった場合（資料の追加・修正等を含む。）
(2) 社会保険労務士による労務監査を受けなかった場合
(3) ヒアリング調査に応じなかった場合
(4) 調査資料（工事費内訳書を含む低入札価格調査資料，工事完成後調査資料）に虚偽の記入等が認められた場合

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

女性・若者が活躍しやすい環境整備等（職場環境・情報の見える化）

経営労務診断

経営労務診断とは、企業の経営労務管理に関わる基本規程（就業規則等）及び基本的数値情報（平均勤続年数等）に関する診断項目について、**社労士が原則として毎年1回、確認・診断を行い、その結果、法令にかかる部分（必須項目）をクリアした場合、その結果を**社労士の電子署名を付して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営する「サイバー法人台帳ROBINS」サイトに**公表するもの。**

経営労務管理に関わる基本規程

分類	必須	診断項目
1-1 法定帳簿	●	(1) 労働者名簿の調製・保管
	●	(2) 賃金台帳の調製・保管
1-2 人事労務関連規程	●	(1) 就業規則の作成・届出
	●	(2) 就業規則① 労働（勤務）条件関連の定め
	●	(3) 就業規則② 賃金（給与）関連の定め
	●	(4) 就業規則③ 育児・介護休業関連の定め
1-3 人事労務管理体制	●	(1) 労働時間管理（出退勤・労働時間・時間外労働・休日・休暇）
	●	(2) 一般健康診断の実施
	●	(3) ストレスチェック制度
	●	(4) ハラスメント相談・対応記録
1-4 社会保険・労働保険	●	(1) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入
	●	(2) 労働保険（労災保険・雇用保険）の加入
1-5 組織関連規程	―	(1) 組織図もしくは組織規程
	―	(2) 職務（業務）分掌規程
	―	(3) 職務（業務）権限規程

経営労務管理に関わる基本的数値情報

分類	必須	診断項目		
2-1 従業員情報	●	(1)	全従業員数	全体
	―			男性/男性割合
	―			女性/女性割合
	●	(2)	正規従業員数	全体
	●			全従業員にしめる割合
	―			男性/男性割合
	―			女性/女性割合
	―	(3)	正規従業員の平均年齢	全体/男性/女性
	―	(4)	正規従業員の平均年収	全体/男性/女性
2-2 就業情報	―	(1)	正規従業員の年間平均労働時間	全体/男性/女性
	―	(2)	正規従業員の平均勤続年数	全体/男性/女性

分類	必須	診断項目		
2-3 労務管理情報	―	(1)	女性役員・管理職数	人数
	―			全管理職・役員にしめる割合
	―	(2)	非正規従業員数	全体
	―			全従業員にしめる割合
	―			男性/男性割合
	―			女性/女性割合
	―	(3)	正規従業員採用数（直近3ヵ年）	人数
	―			正規従業員にしめる割合
	―	(4)	正規従業員離職者数（直近3ヵ年）	人数
	―			正規従業員にしめる割合

※人事労務関係の法律や制度について、随時、診断項目に反映
（直近：女性活躍推進法、若者雇用促進法、ストレスチェック制度など）

○連携例

・平成28年8月30日・・・東京商工リサーチとの連携
東京商工リサーチが所有するアクティブな企業情報（現住所、業種細分類、企業コード）との連携を行い、ROBINS上で東京商工リサーチの企業情報を閲覧することが可能となる

・平成29年1月19日・・・経済産業省との連携
政府の許認可、委託契約受注、補助金交付、表彰受章等の法人の情報等を一括検索・閲覧できる「法人インフォメーション」（経済産業省が運用）との連携開始

○経営労務診断受診企業数

⇒77件（平成29年8月末日時点）

行政では、くるみん、ユースエール、トモニンなど法制度単位でサイトや認定マーク等を用意しているが、求職者や取引先企業などは、企業全体としてどうか、ということに注目している。**社労士は、労働社会保険諸法令を横断的に扱っている強みがある**ため、そこを活かし、横断的に確認した結果を公表するとともに、労働環境等に関する企業の強みをオープンにする支援を行うことで、**日本全体の企業における労働環境改善に向けた底上げ**と相乗効果を狙った活動を行っている。

ヒトを大切にする企業
経営労務診断
適合企業

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

女性・若者が活躍しやすい環境整備等（若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化）

学校教育

我が国では社会の少子高齢化が急速に進んでおり、これからの労働社会保険制度を支える世代に対し、「働くこと」や「社会全体で支えあうこと」の意義を伝えることは、大変重要です。

全国47都道府県にある社労士会では、地域ごとに教育機関との連携を図り、小学校から大学まで、それぞれの段階に応じた労働社会保険に関する教育活動を積極的に取り組んでいます。

具体的には、連合会では、「多くの人に、いきいきと職場で働いてもらいたい」という考えから、学校教育教材を作成するとともに、全国47都道府県にある社労士会を通じて、社労士が学校教育の場等へ伺い、学生が社会に出る前に知っておくべき労働及び社会保険に関する基礎知識を伝えるための活動を行っています。

学校教育事業実績推移

時系列	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受講者数（人）	31,920	46,521	44,516	55,649	53,353

学校教育教材

~はじめに~
1.会社で働くということ
2.いろいろある働き方
3.給与明細をよく見てみよう
4.入社の前に確認しておこう
5.会社を休みたいとき
6.職場でトラブルがあったとき
7.病気やけがで病院に行ったとき
8.職場や通勤中にけがをしたとき
9.失業したり退職したりしたとき
10.年をとったときの生活は？
11.困ったときの相談先
~社会保険労務士(社労士)とは~

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.

がん及び肝炎の就労支援

【平成28年度】
がん就労支援･･･23社労士会
肝炎就労支援･･･5社労士会

全国のがん診療連携拠点病院を中心に相談会等を実施。
具体的には患者さんとそのご家族、医療機関等と相談しながら「治療しながら働き続けることの出来る環境づくり」などを行っております。

がん患者の就労支援になぜ社労士？

生活支援・職場（社会）復帰支援とは？？

①健康保険・・・傷病手当金、高額療養費
②雇用保険・・・傷病手当、職業訓練
③年金・・・・・障害年金、障害手当金
④労務管理・・・勤務先の社内制度整備　など

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney‘s Associations. All Rights Reserved.

外国人材の受入れ等

日本料理海外普及人材育成事業（農林水産省）：平成25年度から

〇規制改革会議（規制改革推進会議の前身）創業・IT等ワーキング・グループ（平成25年10月31日）に「働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和」として、検討が開始され、結果として、農林水産省が策定する「日本料理海外普及人材育成事業実施要領」の要件を満たした外国人調理師について、在留資格「特定活動」に変更申請し、2年間、日本料理の調理業務に従事する活動が特例的に認められるようになりました

〇取組実施機関は、少なくとも6ヵ月に1回、受入機関又は事業所に対し、監査をし、その結果を地方入国管理局に報告することを求めております

〇**「実習計画認定申請書」提出時（農林水産省食料産業局長あて）に監査人を示す必要があり、監査人として、社労士を必須**としているとのこと

〇これまでに**40事業所ほどが認定**を受けている（平成29年3月末現在）

外国人技能実習制度：外部監査人や労務管理への対応

〇平成29年11月より、新制度がスタートすることとなります。新たな制度では、管理監督体制の強化が柱の一つとして挙げられており、監理団体は外部役員又は外部監査人を置き、定期的に外部監査を受ける必要があります

〇外国人技能実習生の実習実施機関に対する平成28年度監督指導・送検等の状況
・労働基準関係法令違反が認められた実習機関：5，672事業場（実習実施機関）のうち、4，004事業場（70．6%）

・主な違反事項（1）労働時間（23．8%）、（2）安全基準（19．3%）、（3）割増賃金の支払（13．6%）

・重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは40件

⇒このように外国人技能実習制度における多くの問題は労務管理にあると言われております

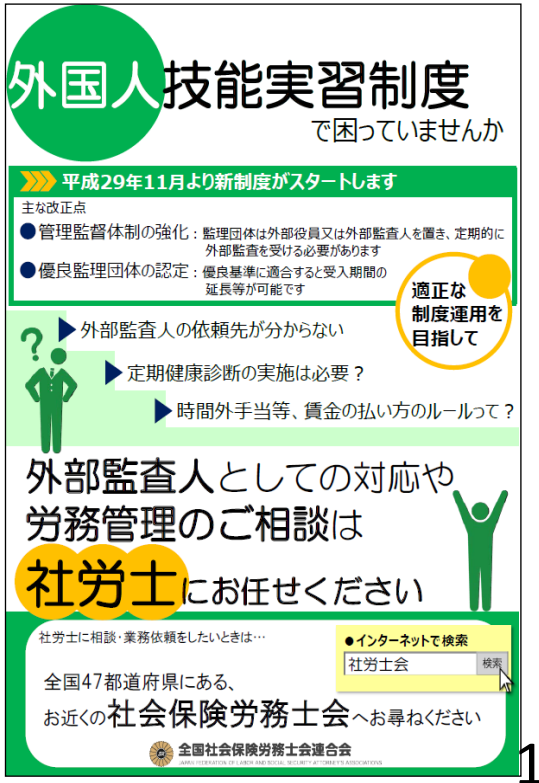

社労士会としては、外国人材受入の関しては、労働条件の確保や適正化に向けた活動を行っております

Copyright(C) 2017 Japan Federation of Labor and Social Security Attorney's Associations. All Rights Reserved.